

新婚生活を応援します！



# U25夫婦支援事業

新規に婚姻した世帯を対象に、結婚生活のスタートアップのための支援金を給付します。

## 1 支給対象者

- 以下の①～④の要件をすべて満たす世帯が対象となります。
  - ① 令和4年1月1日から令和5年3月31日までに入籍した世帯
  - ② ご夫婦の所得の合計が400万円未満（世帯収入約540万円未満に相当）
  - ③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下かつ両方またはいずれかの年齢が25歳以下の世帯
  - ④ 町税・使用料等に滞納がない世帯
  - ⑤ 過去にこの支援金及び福井県の結婚支援市町応援事業補助金（U25夫婦支援事業）に基づく支援金を受けていないこと

## 2 支給額



1世帯当たり **10万円**



## 3 申請方法

- 支援金を受け取るには、申請が必要です。
- 事業の詳細や必要な手続き、書類については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

美浜町役場健康福祉課 〒919-1192 美浜町郷市25-25

TEL : 0770-32-6704 FAX : 0770-32-6050

Mail : [kenkou-fukushi@town.fukui-mihama.lg.jp](mailto:kenkou-fukushi@town.fukui-mihama.lg.jp)